

◎新潟県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年1月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市八箇字中ノ沢壬3の66（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）